
水産流通適正化法に係る電子システム対策委託事業のうち
漁獲番号等伝達システム等開発業務

漁獲番号等伝達システム実証報告書

2022/03/22

株式会社電縁

目次

1	本書について.....	1
2	システム実証について.....	2
2.1	目的.....	2
2.2	実施内容.....	2
2.3	実施対象.....	2
3	実施対象.....	3
3.1	対象選定.....	3
3.2	実施日程.....	4
4	実証実施.....	6
4.1	水産流通適正化法、制度の説明.....	6
4.2	漁獲番号等伝達システムの説明.....	6
4.3	漁獲番号等伝達システムのデモ、操作体験.....	6
4.4	意見交換.....	7
5	実施結果.....	8
5.1	各漁協の水産流通適正化法対応方針.....	8
5.2	システムの機能、操作性に対する意見.....	9
5.3	水産流通適正化法の施行に伴う業務対応に関する意見.....	10
5.4	法律、制度に対する意見.....	10
6	システム機能の改善.....	12
6.1	名称として指定できる品目の追加.....	12
6.2	漁獲番号発行画面で発番ルール選択後に名称を選択可能に機能変更.....	12
6.3	取引番号のランダム発番、番号指定機能の追加.....	13
6.4	疑似基幹システムの開発.....	14
6.5	漁獲番号発行と取引記録作成の分離.....	14
7	漁獲番号等伝達システムの将来の方向性.....	16
7.1	漁獲番号等伝達システムの将来像と現状.....	16
7.2	漁獲番号等伝達システムの改善、機能追加.....	17

1 本書について

本書では、水産流通適正化法に係る電子システム対策委託事業のうち漁獲番号等伝達システム等開発業務において実施する漁獲番号等伝達システム実証について、実証の実施内容、実施結果、得られた示唆などを説明いたします。

本書は、2021年12月に提出、報告を実施した内容に、2022年1月～2月の実施内容を追記したものととなります。

2 システム実証について

システム実証の概要について説明します。

2.1 目的

システム実証は、本事業で開発した漁獲番号等伝達システムを各産地市場の流通業務に当てはめ、水産流通適正化法への対応手段として標準的に使用されるシステムとして機能、導入方法、操作方法などが適切な方向性であることを検証することを目的に実施しました。

2.2 実施内容

システムを実際に見ていただき、意見交換をするための産地市場への訪問、実証結果を受けてのシステム改修を実施しました。

産地市場への訪問では、水産流通適正化法、制度についての説明を行い、システムの機能についてデモを通じて説明し、適宜システムの操作を体験してもらうとともに、システムの導入を考えた際の評価や改善要望を含む施行に向けた対応についての意見交換を行いました。

システム改修では、産地市場での実証を通じて把握した不都合点、要改善点についての対応を行いました。

2.3 実施対象

産地卸売市場実態把握で調査対象とした各漁協(および道県庁、道県漁連)に対してシステム実証参加可否の打診を行い、承諾をいただいた漁協に訪問して実施しました。

また、要望を受けた対象について、新規に追加して訪問しています。

2022年1月～3月の延長期間分として、千葉県鴨川市漁協、三重県鳥羽磯部漁協、山口県岩国市漁協向けに追加実施しています。

3 実施対象

実施対象漁協の選定、調整の状況について説明します。

3.1 対象選定

産地卸売市場実態把握の調査対象について、システム実証への参加可否を打診し、承諾をいただいた漁協および要望により追加した漁協を対象として実施しました。

個別の実施調整状況は、表 3-1 の通りです。

対象漁協		産地卸売市場 実態把握	システム実証実施調整	訪問日		
北海道	稚内漁協	○	北海道漁連との協議により 対象を選定			
北海道	枝幸漁協	○				
北海道	北るもい漁協	○		承諾	11/17	
北海道	石狩湾漁協	○				
北海道	森漁協	○				
青森県	蓬田村漁協	○	青森県との調整後、各漁協 に直接打診 平内町漁協は、本所との調 整を受け支所を変更	承諾	12/4	
青森県	平内町漁協小湊支所	○		承諾	12/5	
青森県	平内町漁協清水川支所	○		土屋支所に変更		
青森県	平内町漁協本所			追加	12/5	
青森県	平内町漁協土屋支所			追加	12/5	
青森県	野辺地町漁協	○		承諾	12/4	
青森県	川内町漁協	○		辞退		
岩手県	久慈市漁協	○		岩手県漁連との調整後、各 漁協に直接打診	承諾	10/28
岩手県	田老町漁協	○	承諾		10/28	
岩手県	重茂漁協	○	承諾		10/27	
岩手県	船越湾漁協	○	承諾		10/29	
岩手県	唐丹町漁協	○	辞退			
千葉県	東安房漁協	○	千葉県との調整後、各漁業 に直接打診 富津漁協は千葉県からの要 望を受け追加	承諾	11/1	
千葉県	鴨川市漁協	○		延長期間に実施	1/26	
千葉県	勝浦漁協	○		辞退		
千葉県	新勝浦市漁協	○		承諾	11/15	
千葉県	御宿岩和田漁協	○		承諾	10/9	
千葉県	富津漁協		追加	11/22		
三重県	鳥羽磯部漁協本所	○	三重県との調整後、各漁協 に直接打診 鳥羽磯部漁協は、協力意向 はあるものの忙しく日程調 整が難しいとのこと	延長期間に実施	2/14	
三重県	鳥羽磯部漁協石鏡支所	○		本所と同時実施		
三重県	鳥羽磯部漁協国崎支所	○		本所と同時実施		
三重県	三重外湾漁協波切事業所	○		和具で実施		
三重県	三重外湾漁協和具事業所	○		承諾	10/25	
山口県	山口県漁協周南統括支店	○		山口県から承諾を取っても らい、個別に日程を調整	承諾	11/9
山口県	山口県漁協吉佐統括支店	○			承諾	11/9
山口県	山口県漁協本店	○			承諾	11/10
山口県	山口県漁協長門統括支店	○	承諾		11/11	
山口県	山口県漁協はぎ統括支店	○	承諾		11/12	
山口県	岩国市漁協		延長期間に実施		2/4	

表 3-1 システム実証実施対象

実証実験への参加を承諾いただけ、日程調整ができた 20 か所については、11 月末までに実施を完了しています。

青森県、山口県の受入状況が積極的で、千葉県で追加実施した富津漁協がナマコでの実施となったため、ナマコの産地市場での実証が多くなりました。

11 月末時点で、北海道漁連に追加実施の可否を確認中、千葉県に追加要望をいただいていた銚子市漁協での実施調整を依頼中、三重県の鳥羽磯部漁協に訪問可能日程の回答を依頼中という残項目がありましたが、2022 年 1 月～3 月の延長期間の実施について調整した結果、千葉県鴨川市漁協、三重県鳥羽磯部漁協、山口県岩国市漁協について、追加実施することとなりました。

鴨川市漁協につきましては、2021 年春の産地市場実態把握の調査対象であったため、実証の実施を打診したものの希望しないという回答を受けていましたが、千葉県庁経由で希望するという連絡を受け、実施する運びとなりました。

鳥羽磯部漁協につきましては、産地市場実態把握の調査対象であったため、実証の実施を打診したところ、希望するという回答はあったものの、昨年中には日程の調整がつかず、期間が延長されたことで実施できることとなりました。

岩国市漁協につきましては、山口県漁協の各統括支店での実証の訪問に、山口県庁が全て同行してくださり、その際の会話で、県東部の県漁協未合併漁協に対しても実施してほしいという要望を伺い、延長期間での実施を調整したものとなります。

3.2 実施日程

各漁協への訪問日程は、図 3-1 の通りです。

青森県、岩手県については、各漁協の業務状況に比較的余裕があり、効率的な日程の設定にご協力いただきましたが、山口県については、業務時間帯(早朝～昼過ぎ)や業務都合(毎日早朝に競り)の都合から、1 日 1 か所での実施に止まりました。

他県でも同様の地域があると予想され、今後の本業務の継続における課題になると思われます。

4 実証実施

各漁協に訪問して実施した内容について説明します。

4.1 水産流通適正化法、制度の説明

普及資料の一部として納入予定の「【参考】水産流通適正化法に対応した漁獲番号等の伝達について」を用いて、法律の条文に沿った内容の説明、各漁協、取扱事業者に求められる対応の説明、質疑応答を実施しました。

4.2 漁獲番号等伝達システムの説明

普及資料の一部として納入予定の「漁獲番号等伝達システムのご紹介」を用いて、漁獲番号等伝達システムの機能、操作方法、導入方法、支援制度(補助事業)について説明、質疑応答を実施しました。

4.3 漁獲番号等伝達システムのデモ、操作体験

以下の流れで漁獲番号等伝達システムのデモを行い、漁獲番号の発行手順、各種の設定について説明し、実際に操作していただきました。

- ログイン実行(ログイン画面)
- 初期画面表示(漁獲番号発行画面)
- 漁獲番号発行(漁獲番号発行画面)
- 漁獲番号票印刷(漁獲番号発行完了画面)
- 届出番号登録(届出番号登録画面)
- 取引相手登録(取引相手登録画面)
- 発番ルール設定(発番ルール設定画面)
- 発番ルール設定確認(漁獲番号発行画面)

また、北るもい漁協では、北海道漁連が想定する基幹システムの改修による対応を再現するため、図 4-1 のような疑似基幹システムを用意し、画面で販売情報を登録するとナマコ、アワビに関する明細について API 連携で漁獲番号等伝達システムから漁獲番号を取得するようにして、既存システムを改修して対応する場合のシステムの動きのデモを行いました。

疑似基幹システム画面／処理イメージ

疑似基幹システムの画面、利用の流れについて、下記のように想定しています。

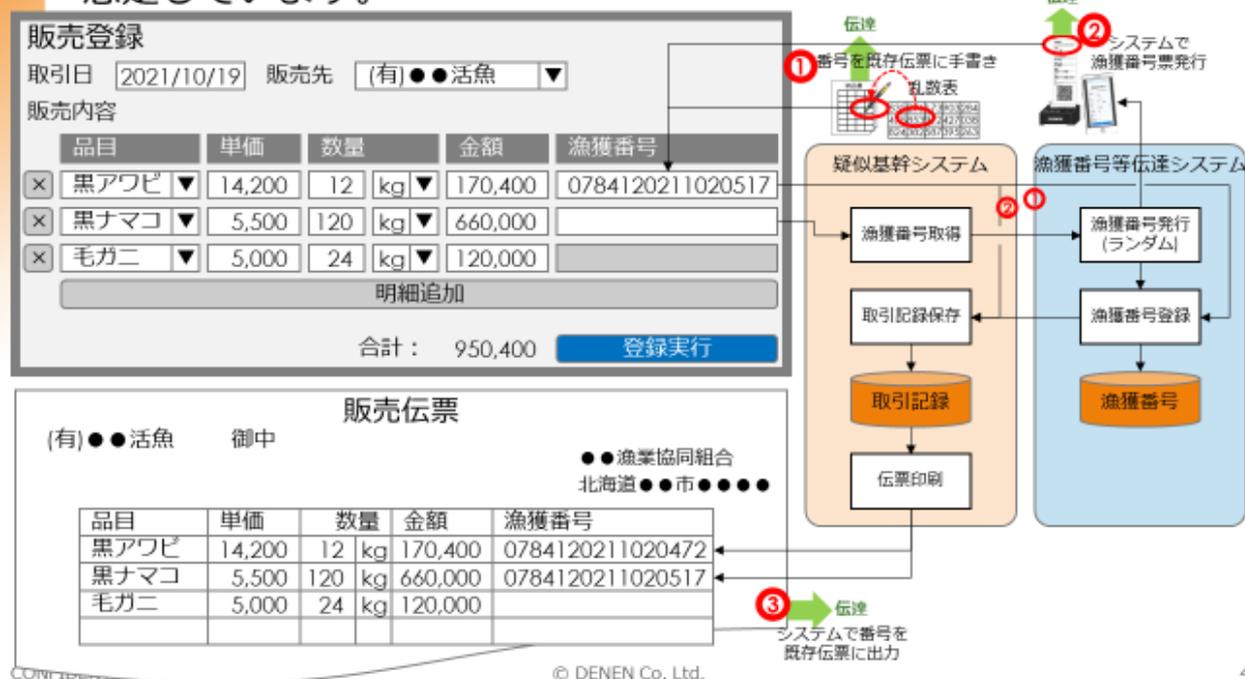


図 4-1 疑似基幹システム画面／処理イメージ

4.4 意見交換

水産流通適正化法、制度の説明、システムの紹介、操作体験を実施する中での随時も含め、対応に関して、以下のような事項について意見交換を行いました。

- 漁獲番号の発行及び伝達の方法
- システムの機能、操作
- システムの導入方法
- システムの導入にかかる費用、費用の負担
- IT リテラシーの低い現場への導入
- 届出の方法、制約
- 複数の浜で多様な受渡を行っている現状への適用
- 取扱事業者による漁獲番号の取り扱い

5 実施結果

システム実証を実施した結果について説明します。

5.1 各漁協の水産流通適正化法対応方針

水産流通適正化法、制度の説明、漁獲番号等伝達システムの説明、デモ、操作を行った後の意見交換において、各漁協が現時点で考える対応方針について、表 5-1 のように聞き取りました。

なお、山口県漁協は合併漁協全体で統一して基幹システム改修により対応する方針を検討されている一方、そのシステムのベンダーである西日本情報システムからは、漁獲番号等伝達システムの API を利用して簡易的な対応で済ませることを提案したい意向を聞いており、北るもい漁協から漁獲番号等伝達システムを画面利用したい意向を聞く一方で、北海道漁連からは基幹システムの改修のみで対応したいという強い意向を聞いているなど、必ずしも聞き取った方向性のままでの対応になるとは限らないと思われれます。

対象漁協	魚種		漁獲番号等伝達システム		既存システム		出力先	備考
	ナマコ	アワビ	画面利用	API 利用	改修	利用		
北るもい漁協	○	○	○	(検討)	(検討)	○	仕切書	※1
蓬田村漁協	○	○	○				仕切書(手書)	
平内町漁協小湊支所	○		○		○	○	産地証明書	※2
平内町漁協本所								※3
平内町漁協土屋支所	○		○		○	○	産地証明書	※2
野辺地町漁協	○		○		○	○	産地証明書	※2
久慈市漁協	△	○	○				受渡報告書	※4
田老町漁協		○	○				受渡報告書	※4
重茂漁協	△	○	○				受渡報告書	※4
船越湾漁協	△	○	○				受渡報告書	※4
東安房漁協		○	○	(検討)	(検討)	○	納品伝票	※5
新勝浦市漁協		○		○	○	○	販売伝票	
御宿岩和田漁協		○		○	○	○	販売伝票	
富津漁協	○	○	○			○	販売伝票	
鴨川市漁協		○	○			○	販売伝票	
三重外湾漁協和具事業所	○	○					買上明細書	
鳥羽磯部漁協		○	○	△	△		販売伝票	※6
山口県漁協周南統括支店	○	○		○	○	○	請求書	
山口県漁協吉佐統括支店	○	○		○	○	○	請求書	
山口県漁協本店	○	○		○	○	○	納品伝票	
山口県漁協長門統括支店	○	○		○	○	○	仕切伝票	
山口県漁協はぎ統括支店	○	○		○	○	○	請求書	
岩国市漁協	○	○	○				販売伝票	

表 5-1 水産流通適正化法対応方針

※1 既存システムを今まで通り使えば対応できるように既存システムを改修して API 連携する方法が業務負担を考えると望ましいが、コストを考えると、漁獲番号等伝達システムで発番して既存システムに転記でも十分とのこと。(一方、道漁連は基幹システム改修での対応を推している。)

※2 Excel で作成している産地証明書に漁獲番号を項目追加することを想定。

- ※3 平内町漁協本所は業務対応やシステム導入を行う立場ではなく、各支所の対応方針を検討する立場として実証に参加。
- ※4 岩手県のアワビ共同販売は、全県統一の受渡報告書(手書き 3 枚複写)を使用しており、ナマコは漁協個別に事前入札(実質相対取引)で販売伝票を交付。
- ※5 東安房漁協では、産地卸売市場としての出荷と仲買人として自ら市場で買い付けたアワビの出荷を行っており、産地市場としての出荷はさほど難しくないとと思われるものの、仲買人としての出荷に関する番号の管理が煩雑になり、対応を検討する必要があると認識。
- ※6 鳥羽磯部漁協では、現在西日本情報システムの七福神の導入を推進中で、導入後は七福神で漁獲番号を扱うことを希望されていますが、2 年程度をかけての導入とのことで、水産流通適正化法の施行には間に合わない状況で、暫定的に漁獲番号等伝達システムを画面利用することを想定されています。一方、弊社では西日本情報システムと情報交換させてもらっており、漁獲成績報告の対応で手一杯なため、水産流通適正化法の対応まで手が回らない状況なので、顧客には漁獲番号等伝達システムの利用を促したいという意向を聞いています。

5.2 システムの機能、操作性に対する意見

現時点で漁獲番号を発行し、伝票を出力する程度の機能しか実装されていないため、操作について大きな疑問は上がっておらず、システムを操作して漁獲番号を発行することは問題ないという漁協が多数となりましたが、表 5-2 のような点での指摘を受け、名称マスタ(魚種、等級)の細分化など、一部については既に対応を完了しています。

#	意見内容	備考
1	届出番号を共有する組織内で複数アカウントを登録できるようにし、各番号を誰が発行したのか分かるようにしたい。	現状でも複数アカウントで届出番号の共有(競合しない漁獲番号の発行)は可能。ユーザーに登録アカウントが見えるようにする改修を検討する。
2	届出番号が好きなように登録できると、他人の届出番号を使って漁獲番号を発行できてしまう。	eMAFF からの連携で届出番号が設定される、利用できる漁獲番号を国側で設定、管理するなどを検討する。
3	取引番号が連番だと、今後発行される漁獲番号が推測されて、不正使用されてしまう懸念があるので、ランダムに採番したい。	虚偽の番号をそれらしく伝える不正は、ランダム発番で防ぐことはできず、期待する効果はないが、発番方法としてのランダムには対応済み。
4	買上傳票等で、漁獲番号等伝達システムの設定より細かく魚種(等級)を管理している。	より細かな魚種(等級)指定ができるよう、名称マスタに追加済み。
5	漁獲番号発行画面に採捕日があるが、生産者が複数日にわたって採捕、蓄養して、まとめて持ってくる場合に市場では採捕日を把握できない。	法律では求められていないが、将来必要になる可能性を考慮して追加している項目、廃止の方向で検討する。
6	届出していない事業者に譲り渡すことがないよう、取引相手が届出済みであることをシステム上で確認できるようにしてほしい。	届出した取扱事業者のリストをシステムで持ち、そこから取引相手を選択する(選択できない場合は、届出をしていないため、譲り渡しできないことがわかる)ように改修する方向で検討する。
7	情報の訂正は可能か?	漁獲番号に紐付く情報、取引情報それぞれ、検索して詳細画面で更新することで内容を訂正することが可能だが、このままで良いのか、ルール面を見直す必要があると考えている。

8	QR コードを FAX 送信したいが、使用している規格が詳細すぎて潰れてしまいそう。	モバイルプリンターではなく、A4 などに印刷すれば FAX 送信も可能そうであるが、QR コードをより粗い規格のものに変更することも検討する。
9	漁獲番号票がモバイルプリンターでロール紙に印刷したものだ、受け取る側が重要なものだ認識せず、雑に扱われたり、捨てられてしまったりすると考えられるので、再発行(再印刷)できる機能がほしい。	現状で、漁獲番号、取引情報を検索し、個別に詳細表示を行うと、そこから再印刷を行うことができる。
10	事前入札で漁獲物を買付けた仲買人が漁港での引き渡しに立ち会わず、仲買人から購入した加工業者等が市場で直接受け取って持ち帰る場合があり、漁協が仲買人に代わって加工業者への伝達を行いたい。	漁獲番号の伝達については、仲買人に渡すのと同じ漁獲番号票を渡すことで可能だが、取引記録の作成、保存については、対応方法の検討が必要。

表 5-2 システムの機能、操作性に対する意見

5.3 水産流通適正化法の施行に伴う業務対応に関する意見

漁獲番号等伝達システムの導入有無にかかわらず、水産流通適正化法の施行への対応によって生じる現場業務への影響について、表 5-3 のような意見を受けています。

#	意見内容	備考
1	現場によって、担当者がスマホ、タブレット等を扱えないところがある。	レクチャー等で画面操作を習得していただくか、事務所で操作できる人に登録してもらうことが望ましい。
2	これまでの業務では取引当日に請求書等の伝票を発行していないが、漁獲番号等の伝達は必ず当日行わなくてはならないのか。	省令で定める必要があると思料。次の譲渡先への伝達だけを考えた場合、次の取引が行われるまでに伝達できていれば問題は起こらない。
3	漁業者が所属する組合とは別の市場に出荷する場合の扱いはどのようになるか。	水産流通適正化法に従って解釈すると所属する団体を通じた出荷ではないので、漁業者が届出を行い、漁獲番号を発行する必要があると思料。
4	市場で場所を借りて朝市をやっているケースでは、届出、漁獲番号伝達、取引記録などはどう対応しなくてはならないか。	漁業者からの委託を受けて販売しているケース、漁業者から買い取って販売しているケース、漁業者自身が販売事業を行っているケースなどがあり複雑とのこと。

表 5-3 システムの導入に伴う業務対応に関する意見

5.4 法律、制度に対する意見

漁獲番号等伝達システムからは離れて、法律、制度に対する意見として、表 5-4 のような意見を受けています。

#	意見内容	備考
1	漁獲成績報告の制度と別々に対応するのは非効率ではないか。 同じような報告を重複して行うのは煩雑。	魚種や情報化する単位、管理の目的が異なることは認識しつつも、どちらも売上情報から集計で把握できるのではないかとの意見。漁獲成績報告はシステム費用が全額補助という不満あり。

2	システム改修に多額の費用がかかり、負担が大きい。	漁獲番号等伝達システムを画面で利用する場合、入力端末等の調達のみ。基幹システムの改修には、200～300万円程度かかる可能性があるとして予想。
3	産地だけ番号を付けて送り出すものの、(仲買人など)川下の事業者がちゃんと伝達や保存を行わないということにならないか危惧している。	仲買人、加工業者などは、複数の相手先、日程の仕入をまとめて蓄養し、一部ずつ出荷することがあり、番号の管理がかなり煩雑になると予想される。
4	取引記録を国のシステムで管理して、番号の捏造ができないようにしないと、不正な流通を止めることはできないのではないか。	法律上は、取引記録の保存方法は指定されていないが、調査などの際の利便性を考えると一元管理されていることが望ましい。
5	届出番号が振られる(届出を行う)単位、名称として伝達、記録すべき品目、自家消費の扱い、漁獲番号等の伝達の期限などが決まらないと、具体的な対応手順、伝達方法、システム改修などを決められないので、早期に提示してほしい。	説明会の開催などが予定され、徐々に解消していくことを想定しつつ、産地によっては実証実験として訪問することが望ましい。

表 5-4 法律、制度に対する意見

6 システム機能の改善

システム実証の期間中に、実施を通じて得られたフィードバックに基づいて、以下のようなシステム改善を実施しました。

6.1 名称として指定できる品目の追加

当初は、「ナマコ類」「アワビ類」のみを名称の選択肢としていましたが、現場業務でより細かい等級(大きさ、品質等)を考慮した品目を使用していることがあることから、より細かい分類を指定できるように対応しました。

名称の選択肢は、データベースの名称マスタに保持しているため、対応はマスタのレコード追加により行っています。

The screenshot shows a web interface for setting numbering rules. At the top, there is a navigation bar with 'オンライン' (Online) and a 'メニュー' (Menu) dropdown. The main heading is '発番ルール設定' (Numbering Rule Setting). Below this, there are several input fields:

- '発番ルール' (Numbering Rule): A dropdown menu currently showing '新規登録' (New Registration).
- 'ルール名' (Rule Name): A text input field containing 'ルール名'.
- '届出番号' (Registration Number): A dropdown menu showing '1234567'.
- '名称' (Name): A section containing four buttons for selection:
 - アワビ類 (Aburahi)
 - アワビ (黒、特大) (Aburahi (Black, Extra Large))
 - アワビ (黒、大) (Aburahi (Black, Large))
 - アワビ (白、特大) (Aburahi (White, Extra Large))
- '日付変更時刻' (Date Change Time): A text input field containing '00:00'.

6.2 漁獲番号発行画面で発番ルール選択後に名称を選択可能に機能変更

当初は 1 つの発番ルールに対して、1 つの名称が固定される仕様で開発していましたが、名称として指定できる品目を追加し、同一の魚種でも等級が異なる名称が生じたため、発番ルールに対して複数の名称を選択肢に入れられるように対応しました。

発番ルール設定画面で 1 つの発番ルールに対して名称の候補を複数指定できるようにし、漁獲番号発行画面で発番ルールに対応した名称の選択肢から 1 つを選択するように改修しました。

発番ルール設定

発番ルール ▼
アワビ共同販売集荷

ルール名
アワビ共同販売集荷

届出番号 ▼
1234567

名称
アワビ類 × アワビ(黒、大) × アワビ(黒、キズ) × ▼

日付変更時刻
05:00

漁獲番号発行

発番ルール ▼
アワビ共同販売集荷

届出番号
1234567

名称 ▼
アワビ類

取引日
2021/12/14

取引番号 連番
001

採捕日 ×
2021/12/14

6.3 取引番号のランダム発番、番号指定機能の追加

当初は、取引番号は指定した数値からの連番での発行のみ行えましたが、ランダムで発番したいという要望、漁獲番号等伝達システム以外で漁獲番号を発行して漁獲番号等伝達システムに反映したいという要望があり、それらの発番方法を受け入れるように対応しました。

発番ルール設定画面で取引番号の発番方法として連番に加えてランダムを指定できるようにし、ランダムが指定されていた場合に取引番号がランダムになる機能を開発しました。

また、他システムからの API 連携でのみ利用できる機能として、指定された漁獲番号を受け入れる機能を開発しました。

発番ルール設定

発番ルール ▼
ランダム発番

ルール名
ランダム発番

届出番号 ▼
1234567

名称
アワビ類 × ナマコ類 × ▼

日付変更時刻
00:00

取引番号 取引番号をランダムで発番する
 以下の番号から始まる連番とする
1

単位 ▼
g

漁獲番号発行

発番ルール ▼
ランダム発番

届出番号
1234567

名称 ▼
アワビ類

取引日
2021/12/14

取引番号 ランダム

採捕日 ×
2021/12/14

取引相手 ▼
●●水産

取引種別 ▼
譲渡

数量または重量
数量または重量

6.4 疑似基幹システムの開発

水産流通適正化法の施行への対応として基幹システムを改修して API 連携で漁獲番号等伝達システムから漁獲番号を取得することを検討している漁協において、実証実験にあたり、基幹システムを利用することで漁獲番号の発行、伝達、取引記録の作成、保存を行うイメージを把握したいという要望があり、疑似的な基幹システムを用意しました。

一般的な販売伝票にある項目(取引日、取引相手、品目、数量/重量、単価、金額)を入力でき、登録ボタンをクリックすると、ナマコ、アワビに関する明細について API 連携で漁獲番号を取得する疑似的な基幹システムを開発しました。

☰

出荷登録

出荷日: 2021/12/14  出荷先: 株式会社ぎよれん北光 

出荷内容

削除	品目	単価	数量	金額	漁獲番号
	アワビ	13000	80	1040000	漁獲番号
X	ナマコ	6000	90	540000	漁獲番号
X	甘エビ	1450	150	217500	漁獲番号

明細追加

合計金額 1797500

登録

Copyright © 2021 株式会社 電縁. All rights reserved.

6.5 漁獲番号発行と取引記録作成の分離

従来の漁獲番号発行画面は、漁獲番号を発行すると同時に取引記録を保存する機能となっていて、適合する使い方をとするユーザーにとっては手間の少ない操作手順となるものの、漁獲番号を事前に発行しておいて、後から取引記録を作成、保存したい場合、同じ漁獲番号で複数の取引記録を作成、保存したい場合などに対応できていませんでした。

システム実証を通じて、こういった手順を望まれる漁協が存在することを把握できましたので、漁獲番号発行画面の取引記録に関する入力項目の表示/非表示を切り替えられるようにして、入寮されない場合は漁獲番号の発行のみを行い、入力された場合は漁獲番号の発行と共に取引記録の作成、保存を行うように機能を変更しました。

また、取引情報登録画面を新設して、漁獲番号を新たに発行することなく取引記録を作成、保存できるようにしています。

取引情報登録画面は、譲渡/引渡と譲受/受取で機能が異なり、譲渡/引渡を行う際は、発行した漁獲番号と譲受/受取した漁獲番号もしくは荷口番号を一覧から選択して取引記録を作成、保存します。

その際、複数の漁獲番号又は荷口番号を選択すると、自動で新しい荷口番号が発行されます。

オンライン
メニュー ▾

漁獲番号発行

発番ルール

届出番号 5170011

名称

取引日 2022/03/18

取引番号 001 連番

[取引記録も登録する](#)

取引相手

取引種別

数量または重量

空欄の場合、漁獲番号のみ発行されます

数量または重量の単位

指定漁獲番号 指定漁獲番号を使用する

発行

オンライン
メニュー ▾

取引情報登録

取引日

取引相手

取引種別

数量または重量

数量または重量の単位

関連漁獲番号情報

<input type="checkbox"/>	0784120211215901アワビ類
<input type="checkbox"/>	0784120211213901アワビ (黒、小)
<input type="checkbox"/>	0784120211117802ナマコ類
<input type="checkbox"/>	0784120211115003アワビ類
<input type="checkbox"/>	0784120211115002アワビ類
<input type="checkbox"/>	1234567211115001アワビ類
<input type="checkbox"/>	0784120211115001アワビ類

登録

7.2 漁獲番号等伝達システムの改善、機能追加

以下のような事項について、漁獲番号等伝達システムの改善、機能追加が必要と考えられます。

- 届出採捕者、届出取扱事業者の一元管理
現在、個々のユーザーごとに届出番号のみ、名称のみで管理されている届出採捕者、届出取扱事業者について、システム内で共通したリストで一元管理するための改修です。
リストが適切に整備されることにより、リストにある場合は届出済み、ない場合は未届けという判断をすることができます。
- 届出採捕者、届出事業者の情報の eMAFF 連携
現在、漁獲番号等伝達システムで登録、管理している届出採捕者、届出事業者について、マスターである eMAFF との連携で随時情報を更新するようにすることで情報の正確性、最新性を担保することができます。
- 取引相手の ID による管理
現在、ユーザー個別に名称のみで管理している取引相手について、一元管理されている届出採捕者、届出取扱事業者の中からの選択式にすることで、識別を確実にして、取引情報を登録することにより、システム上で漁獲番号等の伝達、漁獲物の移転を行うことができるようになります。
- ~~➤ 取引情報の登録機能
現在、漁獲番号を発行すると共に一次買受人への譲渡の取引記録が作成、保存される機能のみがありますが、発行済みの漁獲番号に対して取引記録を作成、保存する機能を追加開発することで、取扱事業者間の取引の取引記録を作成、保存することができるようになります。~~
※取引情報の登録機能は、1月～3月の延長期間での機能追加として実装されました。
- ~~➤ 荷口番号の発番機能
漁獲番号を指定して、荷口番号に置き換える機能を追加開発することで、容易に荷口番号を発行し、漁獲番号との紐付けを管理することができるようになります。~~
※荷口番号の発番機能は、1月～3月の延長期間での機能追加として実装されました。